

平成 27 年 6 月土庄町議会定例会会議録

土庄町告示第 52 号

平成 27 年 6 月土庄町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成 27 年 6 月 15 日

土庄町長 三 枝 邦 彦

- 1、期 日 平成 27 年 6 月 22 日（月）
- 2、場 所 土庄町役場 議場

平成 27 年 6 月 22 日（月曜日）午前 9 時 30 分 各議員着席

○議長（濱中幸三君）

おはようございます。

本日はご多忙のところ、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。開会に先立ちまして、町長から本定例会招集のご挨拶がございます。

○議長（濱中幸三君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

皆さん、おはようございます。

本日、平成 27 年 6 月土庄町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、本年は、地方創生元年に位置づけられており、人口の減少、超高齢化等、現在の地方を取り巻く環境は、危機的なものと言わざるを得ません。土庄町でも、町の創生を図るため、観光振興、移住促進、教育・福祉の各分野の施策をより実効的なものとする、土庄町まち・ひと・しごと創生総合戦略会議を設置し、検討してまいります。また、本年は、土庄町にとりまして、合併 60 周年の節目の年でもあります。記念式典や記念イベントを予定しておりまして、町を挙げてお祝いをし、地域の結びつきを再確認する機会にいたしたいと考えております。

この節目の重要な年に、心を新たに、町の創生に向けた施策に取り組む所存でございます。議員の皆さまのご協力を何卒よろしくお願い申し上げたいと思います。

続きまして、平成 26 年度一般会計決算見込みにつきましては、町財政は引き続き厳しい状況にありますが、健全な財政運営と、歳入の確保、歳出全般について節減合理化を徹底した結果、一般会計歳入合計 87 億 9003 万 1 千円、歳出総額 83 億 7784 万 3 千円となり、実質収支で 3 億 3412 万円の黒字になる見込みであります。今年度におきましても、健全な財政の堅持に努めてまいりたいと思います。

本日、提案の議案につきましては、補正予算関係が 1 件、条例関係が 4 件、損害賠償の額の決定及び和解についてが 1 件、外部団体の規約の変更についてが 3 件、工事請負契約の締結についてが 2 件、人事案件が 2 件、合計 13 件でございます。

よろしくご審議の上、全議案ご議決賜りますようお願い申し上げまして招集のご挨拶とさせていただきます。

議会運営委員会委員長報告

○議長（濱中幸三君）

去る 6 月 11 日、午前 9 時 30 分より議会運営委員会を開催いたしまして、本定例会の運営等についてご審議をお願いいたしました。その結果について、委員長からご報告をお願いいたします。

○議長（濱中幸三君）

議会運営委員長 井上正清君。

○議会運営委員長（井上正清君）

おはようございます。

議会運営委員会からご報告申し上げます。

本委員会は、去る 6 月 11 日、午前 9 時 30 分より委員会室におきまして、6 月議会定例会の会期、日程などを審議いたしましたので、その結果について報告申し上げます。

まず会期でございますが、本日 22 日から 23 日までの 2 日間を予定しております。

会議の進め方でございますが、本日は、冒頭に閉会中における継続調査の報告を各委員長よりしていただき、質疑を行います。引き続きまして、執行部よ

り議案第1号から議案第11号までと同意第1号と同意第2号の提案理由の説明を受けたのち、質疑・討論・採決を行います。次に、議員提案であります発議第1号 手話言語法制定を求める意見書について趣旨説明を受け、質疑・討論・採決を行います。次に、請願第1号 日本を「海外で戦争する国」にする「戦争法案」に反対する意見書の提出を求める請願について総務建設常任委員会に付託し、散会する予定でございます。

23日は、付託議案の審査結果を総務建設常任委員長より報告していただき、質疑を行います。次に、請願第1号の討論・採決を行います。次に、閉会中の継続調査申出についての採決をした後、続いて一般質問を行う予定にしております。一般質問につきましては、通告期限であります10日正午までに提出されたものにつきまして、提出順に質問をしていただくことにしております。

スムーズな運営にご協力いただき、6月議会定例会を終了する予定にしておりますので、よろしくお願いたします。以上、議会運営委員会からのご報告といたします。

○議長（濱中幸三君）

ただ今、議会運営委員長から報告のありましたとおり、本定例会は本日から6月23日までの2日間を予定しております。

運営等につきましては、スムーズに審議ができますよう、ご協力のほどよろしくお願申し上げます。

平成 27 年 6 月 22 日（月曜日）午前 9 時 30 分 開 議

1、 出席議員

1 番（岡野能之君）	2 番（岡本経治君）	3 番（濱野良一君）
4 番（高橋正博君）	5 番（木場隆司君）	6 番（母倉正人君）
7 番（福本耕太君）	8 番（山崎勝義君）	9 番（川本貴也君）
10 番（井上正清君）	11 番（佐々木邦久君）	12 番（濱中幸三君）

2、 欠席議員 なし

3、 欠員 なし

地方自治法第 121 条による出席者

町 長（三枝邦彦）	副 町 長（島田 明）
教 育 長（藤本義則）	総 務 課 長（中井俊博）
企 画 課 長（須浪宏和）	税 務 課 長（笹山恵子）
福 祉 課 長（川田順也）	健康増進課長（三木俊明）
住民環境課長（石床勝則）	建 設 課 長（樋口英士）
農林水産課長（高橋幸光）	商工観光課長（宮原正行）
教育総務課長（宮原隆昌）	生涯学習課長（椎木 孝）
病院事務長（奥村 忠）	水 道 課 長（川本公義）
出納室課長（木下公明）	
総務課課長補佐（井口秀俊）	総務課副主幹（三枝恵吾）

議会事務局職員

議会事務局長（鳥井基史）	書記（三木加奈子）
--------------	-----------

議事日程 第 1 号

別紙のとおり

平成27年6月土庄町議会定例会

議事日程（第1号）

（平成27年6月22日招集）

平成27年6月22日（月曜日）午前9時30分 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 閉会中の継続調査結果報告（総務建設常任委員会、教育民生常任委員会）
- 第 4 議案第 1 号 平成27年度土庄町一般会計補正予算（第1号）
- 第 5 議案第 2 号 土庄町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第 3 号 土庄町長及び副町長の給与支給条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第 4 号 土庄町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第 5 号 土庄町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第 6 号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 第10 議案第 7 号 小豆地区広域行政事務組合規約の一部変更について
- 第11 議案第 8 号 香川縣市町総合事務組合規約の一部変更について（土庄町）
- 第12 議案第 9 号 香川縣市町総合事務組合規約の一部変更について（大鐔財産区）
- 第13 議案第10号 工事請負契約の締結について（大谷ポンプ場建設工事）
- 第14 議案第11号 工事請負契約の締結について（豊島小中学校建設工事）
- 第15 同意第 1 号 土庄町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第16 同意第 2 号 土庄町大鐔財産区管理会財産区管理委員の選任について
- 第17 発議第 1 号 手話言語法制定を求める意見書
- 第18 請願第 1 号 日本を「海外で戦争する国」にする「戦争法案」に反対する意見書の提出を求める請願

開会、開議

○議長（濱中幸三君）

ただ今の出席議員は、12名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成27年6月土庄町議会定例会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布いたしましたとおりであります。

諸般の報告

○議長（濱中幸三君）

日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

町長より業務報告を受けております。お手元に印刷配布しておりますので、朗読は省略いたします。

監査委員より監査の報告を受けております。報告の写しを印刷配布いたしておりますので、朗読は省略いたします。

会議録署名議員の指名

○議長（濱中幸三君）

これより、本日の日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において7番 福本耕太君、8番 山崎勝義君を指名いたします。

会期の決定

○議長（濱中幸三君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月23日までの2日間にいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中幸三君）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から 6 月 23 日までの 2 日間と決しました。

閉会中の継続調査結果報告

○議長（濱中幸三君）

日程第 3、閉会中の継続調査結果報告を議題といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。

○議長（濱中幸三君）

総務建設常任委員長 山崎勝義君。

○総務建設常任委員長（山崎勝義君）

おはようございます。

選挙後初めての総務建設常任委員会を閉会中の 6 月 3 日に開催いたしましたので、その内容について、順次報告を申し上げます。ただ、私ちょっと風邪をひいておりまして、聞き苦しいところがあるかと思えますけれども、ご了承願います。

それでは、報告を行います。総務課。公共施設の屋根貸しによる太陽光発電設備設置事業について、事業内容の説明を受けました。町財産の有効活用と賃料・固定資産税の収入が得られ、災害発生時には太陽光発電による電気を無償で利用できることから当事業を実施するもので、設置対象施設は 9 施設、全使用面積 2,671 m²、町の収入は 20 年間の契約により 2133 万 8 千円です。事業者を公募型プロポーザル方式により募集した結果、株式会社ウエストエネルギーソリューション 1 社のみでありました。その業者と協定書を交わす予定とのことでした。

委員から、太陽光パネルの劣化や日照時間により発電量が変わる可能性があるが 20 年間の収入に変更はないのかと質問があり、執行部からは賃料は発電量の 6%だが、発電量には変動があり金額は現時点での試算とのことでした。また、事業者が倒産して設備が放置された場合の撤去費用等について協定書に記載しておくべきではないかと意見が出され、執行部より同様の事業を実施している自治体と連携を取って対応することとなるが、協定書にもできれば盛り込んでいくと回答がありました。

次に、税情報漏えい調査委員会の調査状況について福原委員長を参考人として招致し、意見聴取しました。

その内容は、調査委員会は2回にわたって討議したが2回目の開催時点で本件が警察に告発されたことを受け、それ以上の調査はせず警察の捜査に任せるしかないとの結論に至り、情報漏えいの再発防止策としてコンプライアンス研修の実施などできることから実施してほしいと町に中間提言されました。今後は3回目の調査委員会で結論を出し、終了する考えでありました。

委員から、漏えいしたデータの関係者は4人か、告発後の捜査状況は、町の謝罪はどうなっているのかについて質問があり、執行部からは、状況を考えれば4人以外のところから出たとは考えにくい、警察は細かな状況は教えてくれない、正式に謝罪できていないとの回答でした。さらに委員から、被害者に謝罪し和解に向けた話し合いをすべきである、面会できないのであればお詫びの文書は出すべきであると意見がありました。委員会として、被害者とできるだけ和解できるよう話し合いを進めてほしいと意見しました。

次に、合併60周年記念事業について、NHK公開番組の決定、記念式典の予定日を10月10日(土)に、長崎県雲仙市との友好都市提携の可能性、太鼓台まつりの今後の協議などの説明を受けました。

次に、商工観光課。平成10年9月13日土庄町で開催された第12回小豆島オリブトライアスロン国際大会において発生した事故について、損害賠償請求訴訟に関する和解の説明を受けました。自転車競技中の参加選手と歩行者との接触による事故で、平成25年に選手及び土庄町を被告とする損害賠償請求事件の裁判が始まり、平成27年に裁判官より和解案が提示され、過失割合について争ったが、賠償金総額800万円、これまでの治療費を含めると1290万8471円を支払うということで和解案が決定したそうです。なお和解金は町が加入している保険会社から全額が支払われるとのことでした。

次に、中庭住宅株式会社社長より1000万円の寄附を3月にいただき、豊島の観光基盤整備として豊島壇山の舗装修繕工事に活用するための補正予算について説明を受けました。

次に、プレミアム付き商品券発行事業について、土庄町商工会が実施主体となり10,000円で12,000円分の買物ができる商品券を1人10セットまで、先着順で16,000セットを7月1日より販売するものです。事業の目的は、町民の消費を喚起し、地域経済の好循環を創出するというものであり、使用できる店舗は土庄町商工会加盟店となっております。

次に、建設課。大部住宅建替事業基本計画について、図面等で詳細に説明を受けました。住みやすい住宅の建替を基本コンセプトとし、アンケート結果では19戸のうち建替希望が15戸、リフォーム希望が2戸、現状維持希望が

2戸で、住宅に隣接した駐車場や集会所、児童遊園の整備希望がありました。住宅の構造は鉄筋コンクリート造りで、平成29年度から工事開始、32年度に事業完了となる予定で、事業総額は7億7千万円を見込んでいました。

委員から、北側の海沿いの住宅がなくなる理由、現状維持やリフォーム希望の住宅はどのようにするのか、補助金と町の負担について質問があり、執行部からは、北側海沿いは潮風が強く台風時の海水のしぶきがかかり望ましくないと要望があったため新たに用地を取得する、リフォーム希望のみ国費を投入して改装し、補助金はソフト部分が2分の1、工事費3分の2、解体2分の1で、町負担は約2億8千万円と回答がありました。

次に、企画課。1点目、地方版総合戦略について。国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を受け、情報支援・人的支援・財政的支援を得ながら市町村は「地方版人口ビジョン」と「地方版総合戦略」を5か年計画として策定することとなり、これに基づく事業に対し、地方創生新型交付金（上乗せ交付金）を交付されるもので、土庄町独自のアイデアや発想を考える必要があります。町の策定体制は、全課の課長補佐級職員によるプロジェクトチームを設置する一方で、産業関係・行政機関・学校関係・金融機関・労働関係・メディア関係など外部の方に委員を委嘱する有識者会議も設置する予定です。スケジュールは、10月末までに素案を策定し、地方創生新型交付金を活用する予定である。

委員から、交付金は地域性や内容によって変わるのか、コンサルや大学との連携はどの質問に、執行部からは、国の詳細がまだ決まっていない、人口分析はコンサルへ委託し、大学との連携も考えていると回答がありました。

2点目、地域公共交通の再編について。来年春の小豆島中央病院開院、再来年の新県立高校の開校によりバス利用者の動きが変わること、小豆島オーリーブスの維持・確保・健全経営の課題などから再編を目指した「地域公共交通網形成計画」を策定する。具体的には路線・運賃・乗り継ぎ・利用促進などの見直しであり、公共交通のマスタープランとして位置づけるものである。スケジュールは運輸局の許認可の必要性から遅くとも12月までに策定するとのことでした。

委員から、北浦・大部方面の方が新病院や新高校へアクセスしやすい路線を要望していたが具体的に決まっていることは、また黒字化となった琴電の取り組みを参考にしてはどうかと質問があり、執行部からは、乗り継ぎ問題を一番重要な課題と考えている、情報を集めて進めていく予定であるとのことでした。

3点目、連携中枢都市圏構想について。瀬戸・高松広域定住自立圏共生ビジョ

ンにより土庄町は救急艇の運行をはじめ 29 事業に取り組んでいるが、平成 27 年度で終了となるため、来年度以降は新たな広域連携として高松市を連携中枢都市とする連携中枢都市圏への発展的移行に向け調整中であります。①圏域全体の経済成長のけん引、②高次の都市機能の集積・強化、③圏域全体の生活関連機能サービスの向上の 3 本柱を連携する取り組みとして行っていくこととなります。今後の手続は、12 月議会において連携協約議案と現在の定住自立圏連携協定廃止議案を上程予定とのことでした。財政的措置はこれまでと同様 1500 万円を上限に特別交付税措置が講じられるものです。

委員から、新たな協定により圏域が広がるのかとの質問に、執行部からは、今の定住自立圏のエリアで各市町が連携しようと考えていると回答がありました。

出納室。まず、基金の状況について。一般会計 22 基金、国保会計 2 基金、大鐸財産区 1 基金、介護保険会計 1 基金があり、平成 26 年度末残高として一般会計のうち財政調整基金は 5629 万 4 千円増の 20 億 8975 万 3 千円の見込みであります。次に、債権管理について。債権管理室の平成 25 年度回収実績は、町税 7643 万 6,636 円、水道料 2408 万 6,090 円、その他私債権 20 万円と報告がありました。

委員から、平成 26 年度の収納率と滞納額について質問があり、執行部からは、収納率は前年度より上がり 88.13%、滞納額は町税が約 2 億 8 千万円、水道使用料が約 1 億 1 千万円と回答がありました。

水道課。沖ノ島海底送水管布設替工事について。沖ノ島西浦地区の水道管浸食が激しいための保全対策と私有地の水道管撤去の要望により、既設の海底送水管を内波止側に延長して施工するもので、海底送水管は安価なアラミドがい装ポリエチレン管に铸铁製の防護管の設置が既設の流用を含め延長 189.2m、工事の入札は 6 月中旬を予定していると説明を受けました。

続いて豊島簡易水道事業統合工事について。4 月 15 日に香川県から認可をもらい、厚生労働省への国庫補助申請は、27 年度要望額の 75%相当額の内示が出ているとのこと。工事概要は、老朽化している家浦配水池を廃止し、1425 m²の用地買収による新家浦配水池（貯水量 281 t）の築造、甲生浄水場を廃止し新たに甲生配水池（貯水量 70 t）の築造、新家浦配水池から新甲生配水池までの送水管布設、甲生貯水池から家浦第 2 貯水池までの導水管布設、新家浦配水池や新甲生配水池の水位、流量計、ポンプの起動停止等の情報を豊島公民館において集中監視するための機器導入などであります。

委員から、新家浦配水池と新甲生配水池をステンレス製とした理由、沖ノ島

海底送水管の防護管の施工実績について質問があり、執行部からは、工事期間が 2 年間と限られていること、地盤改良も必要なためステンレス製とした、防護管の施工実績はあり、総合的に判断して採用したと回答がありました。

次に、肥土山浄水場更新工事について。水道事業特別委員会の審議経過の説明を受けた後、工事の全体計画、香川県広域水道事業体設立準備協議会において広域化による肥土山浄水場の小豆島内施設としての更新工事について質問した結果、国庫補助対象となる水道広域化推進事業の計画に含まれる可能性が出てきたこと、協議会は今年度中にその方向性を出す見込みであること、国庫補助の対象になれば 3 分の 1 の補助があり、一般会計からの繰り入れ額の約 2 分の 1 には交付税措置される可能性があること等の報告がありました。

委員から、国庫補助対象になればこれまで検討してきた JV 参加資格者も変わる可能性があるのかとの質問に、執行部からは処理水量の変更等の関係があるが現段階では分からない、協議会事務局から出る計画案を見て考えるとの回答がありました。

さらに、水道事業特別委員会において問題解決に至っていない案件について特別委員会を設置するのか、当常任委員会で協議していくのかについて提案があり、この問題については当常任委員会で引き続き協議していくこととなりました。以上で、閉会中に開催した委員会の報告を終わります。

○議長（濱中幸三君）

教育民生常任委員長 佐々木邦久君。

○教育民生常任委員長（佐々木邦久君）

おはようございます。

選挙後初めての教育民生常任委員会を閉会中の 6 月 9 日に開催いたしましたので、その内容について、順次報告を申し上げます。

まず、土庄中央病院。土庄中央病院の現状について説明を受けました。現在の診療日程は、内科の常勤医 4 名と小豆島中央病院企業団の佐藤企業長による診察のほか訪問診療、へき地巡回診療、看護学校での講義を行っています。豊島診療所は、県立中央病院内にある「へき地医療支援センター」にお願いして医師を派遣していただいています。他に常勤医がいる診療科は、整形外科、脳外科、眼科で、それ以外は応援医師により診療を行っています。現在の当直業務は 5 名の常勤医師で対応しており、研修医にも協力いただくことで体制維持を図っている状況です。

平成 20 年度と現在を比較した入院患者数は 6 割弱まで落ち込み、外来患者数

も 76%ほどに落ち込んでいます。経営状況については、入院・外来患者数の減少に伴い医業収益の大幅な減少が続き、純損失額が大幅に拡大している。平成 25 年度は 4 億 3 千万円を超える純損失、平成 26 年度は一般会計からの繰り入れ 5 億 7800 万円があり、3000 万円弱程度の黒字を見込んでいるそうです。

委員から、閉科した小児科の今後の見通しについて質問があり、執行部からは小児科を再開する見込みはないと回答がありました。別の委員から、健康管理室の医師に小児科を担当してもらえないのか、町として小児科医の確保についての考えはとの質問に、執行部からは乳幼児健診、健康診断、子どもへの定期予防接種など相当な業務量があるため、内海病院にお願いして現在の診療体制をとっている、小豆医療圏として捉え、小児科と産婦人科を一体と考えており、産婦人科のある内海病院の小児科にお願いしていると回答がありました。

福祉課。小豆島中央病院について、協議機関の設置はこれまでの院長会、正副管理者会、運営協議会に替わり、新病院企画会議、開設者協議会、構成町連絡調整会議ができ、特に企画会議には医療部門の代表者に併任辞令を交付し、新病院の開院について協議、決定してもらおうと考えています。審議機関としての小豆島中央病院企業団議会も設置されます。

開院に向けての工事の工程は、出来高 32%と順調に進んでいました。

医師確保対策の取り組みは、寄附講座により先行して 3 名の内科医が内海病院で従事され、その後新病院へ移るそうです。また、香川大学の協力として医学部 5 年生 110 名全員が新病院で実習、6 年生についても希望学生のみとなるが 3 週間の実習を検討していただいている。さらに、病院見学ツアー「小豆島コース」が企画され、8 月 20 日に約 40 名が訪れる予定ということです。看護師確保についても 4 月 11 日の合同就職説明会に参加して募集活動に取り組んでいました。

事業予算については、総事業費 91 億円、うち建築工事費 69 億円、設計監理費 2 億円、医療器械器具 18 億円、事務費 2 億円。財源は地域医療再生交付金 27 億円、補助金 1 億円、病院事業債 22 億円、出資債 8 億円、過疎債 31 億円、一般財源 2 億円で、構成町の負担は約 41 億円、交付税措置により土庄町の実質負担金は約 10 億 7 千万円、小豆島町は約 11 億 3 千万円です。平成 27 年度の予算総額としては、43 億 6630 万 5 千円です。

委員から、医師確保について香川大学の研修医制度の取り組みと岡山大学や自治医科大学への働きかけ、小豆島出身の医師への働きかけについて質問があり、執行部からは香川大学病院の院長からは「全面的に小豆島の人たちを支える」と明言いただいております、岡山大学へは三宅院長を中心にお願いに行ってい

る、自治医科大学へは香川県と随時協議している、島出身の医師には両町の上層部が働きかけていると回答がありました。また、小豆島新病院への引継ぎのスケジュール、企業団と町や町議会は今後どのように協議がなされるのかの質問に、12月末の引き渡しとなっており3か月程度の準備期間を見込んでいること、構成町の町長は企業団議会には関与できないが、町長の意見は聞かなければならないので参考人という形での議会参加を考えているとの回答がありました。

企画課。土庄中央病院跡地利用について、これまでの検討経過と今後の方針について報告を受けました。

平成24年度に職員プロジェクトチームが「土庄中央病院跡地利用計画案の骨子」を策定し、介護老人保健施設と通所リハビリテーションを提案している。しかし、その後デイサービス施設、小規模多機能型居宅介護施設などが複数開設されており、状況が変わってきている。平成25年度に、土庄中央病院跡地利用委員会（前の岡田町長、三宅院長ほか町議会、福祉関係事業者等の有識者を含む11名）が発足し、「土庄中央病院跡地利用計画案の骨子」をたたき台として議論を行っていましたが、医師の離職等病院の存続が厳しい状況になり、協議はストップ。平成26年企画課内に地域医療再生対策室を設け、「土庄中央病院跡地活用（案）」を策定、診療所・外来リハビリ施設、ふれあいサロン・配食サービス施設、小規模特養施設・サービス付き高齢者住宅等の提案をしている。これまでの検討を踏まえ、今年度に入り関係課長が今後の方針を協議し、増築棟の跡地利用を優先して検討することや福祉・保健分野の必要性の高いサービスを提供できる施設の検討を決め、6月には土庄中央病院跡地利用プロジェクトを設置して具体的に進めていくそうです。

委員から、診療所に小児科医を置く取り組みについて、診療所と小豆島中央病院のお金と医師の流れについて質問があり、執行部からは、診療所に小児科医を置けるかどうかは小豆島中央病院の小児科医がどの程度確保できるかによる、診療所は企業団が運営するが、会計は病院本体と診療所を分けて行い、赤字（主に勤務医と看護師の人件費）は町が負担すると回答があり、さらに委員から、跡地利用と診療所はそれぞれ分けて考えるべきであり、診療所の収支等の概算を含めた今後の方向性を資料として委員会に出してほしいと意見がありました。

住民環境課。まず、廃棄物処理の分類の説明をいただき、その後一般廃棄物処理施設整備状況について、平成22年度の場所選定から地元自治会との協議、香川県との背後地の残壁是正の協議、採石業者の民事再生手続きによるベンチ

カット時期や再生計画の見込みなどについて報告をいただきました。

委員から、灘山の処理施設はどうなるのかの質問に、執行部から採石業者が裁判所に提出している再生計画の全容が分かり次第、対応していく考えであり、現段階では灘山を最適地として進めていきたい、小海・琴塚自治会へ御影浄苑再延長についてお願いを含めて交渉したいと回答がありました。

教育総務課。豊島地区の小・中学校の今後のあり方について、平成18年の説明会に始まり20年の全住民アンケート調査の実施、24年に豊島地区PTA連絡協議会からの要望、平成25年の保護者対象アンケート調査の実施を経て改修計画がまとまり、豊島小中学校建設工事として現在入札中であると説明をいただきました。その工事概要は、校舎の耐震補強工事による耐震性の向上、校舎教室等内装改修工事、空調設備工事を行い、工期は来年の2月26日までの予定とのことでした。

委員から、耐震補強工事によりどのくらいの震度まで耐えられるのかとの質問に、執行部からは、壁にひびが入ったり一部損傷がみられるものの震度6強の地震でも建物は倒壊しないレベルとなると回答がありました。

生涯学習課。健やかこども基金事業について、国は結婚・妊娠・出産・育児に対して切れ目のない支援の総合的な政策の充実・強化を図るため、地域少子化対策強化交付金を創設し、香川県がこれを受けたかがわ健やかこども基金事業を創設、町がこの県の基金事業を活用して2つの事業を行うものであります。

1つ目は、放課後子ども運動教室事業で、現在開設している放課後子ども教室の4教室にインストラクターを派遣し、軽運動をはじめとする運動教室を開催し、体を動かすことの楽しさへの気づき、体力不足・体力低下の解消に役立つ事業で、5年間の事業費は120万円です。2つ目は、地域スポーツクラブ事業で、スポーツに興味や夢を持つきっかけづくりとしてトップアスリートや指導者を招いての体験談講演、技術指導を実施するもので、5年間の事業費は1200万円、29年度には年齢・組織・学校区などの枠組みを超えた総合型地域スポーツクラブの創設を目指す考えでありました。

委員から、放課後子ども運動教室のインストラクターはどのような人かとの質問に執行部からは、フレトピアで運動教室をしていただいている方をお願いする予定であると回答がありました。以上で、閉会中に開催した当委員会の報告を終わります。

○議長（濱中幸三君）

これをもって各委員長の報告を終わります。

委員長報告に対する質疑

○議長（濱中幸三君）

これより、総務建設常任委員長の報告について質疑を行います。
質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（濱中幸三君）

ないようでございますので、総務建設常任委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

○議長（濱中幸三君）

教育民生常任委員長の報告について質疑を行います。
質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（濱中幸三君）

ないようでございますので、教育民生常任委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

議案の上程、提案理由の説明（議案第 1 号～同意第 2 号）

○議長（濱中幸三君）

日程第 4、議案第 1 号 平成 27 年度土庄町一般会計補正予算（第 1 号）の件から、日程第 16、同意第 2 号 土庄町大鐸財産区管理会財産区管理委員の選任についてまでを一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○議長（濱中幸三君）

総務課長 中井俊博君。

○総務課長（中井俊博君）

それでは、今議会に提案されました議案につきまして、人事案件以外につきましてご説明をさせていただきます。

議案書の 1 ページをお開きください。議案第 1 号 平成 27 年度土庄町一般会計補正予算（第 1 号）でございます。第 1 条歳入歳出予算の補正ですが、歳入の特定財源につきましては、歳出の際にご説明いたします。

歳出としまして、9 ページをお願いします。2 款総務費 1 項総務管理費、コミ

コミュニティ助成事業の地域活性化センター助成金 150 万円は、小豆島カメラ、移住者の方で肥土山の三村さんが代表をしておりますが WEB サイトや写真展を通じて小豆島の情報発信や、暮らし体験ツアーによる移住交流の推進を行うことに対し助成するものでございます。自治総合センターコミュニティ助成金 220 万円は、伊喜末自治会の太鼓台の修理に対する助成でございます。財源は共に、全額宝くじの売り上げ収益による助成金を予定しております。

3 款民生費 2 項児童福祉費、基金積立費は、健やか子ども基金として積み立てるものでございます。財源につきましては、県からの補助金、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 か年分 1470 万円と利子の 3 千円でございます。

4 款衛生費 1 項保健衛生費、母子保健事業は、10 か月検診時と 1 歳児相談時に実施します親子あったか教室、これは保育士等による親子教室、気になる親子への指導助言を行うものでございまして、16 回の開催を予定しております、それに要する経費でございます。財源は、全額、健やか子ども基金からの繰り入れでございます。

11 ページをお開きください。7 款商工費 1 項商工費、観光団体・イベント助成事業は、豊島壇山の道路整備のための豊島観光協会への助成金でございます。豊島出身の中庭住宅の中庭会長から本年 3 月末に 1 千万円の寄付を受けておりました、同氏の意向を踏まえまして、今回予算計上しております。

8 款土木費 1 項土木管理費、土木総務事務費は、本年 4 月採用の嘱託職員 1 名の賃金でございます。大部住宅建替えの関係で、昨年 6 月に一級建築士の資格を持った者を正規職員として募集しましたが申し込みがありませんでした。そのため急きよ資格を持った者を募集して採用することになったものでございます。

10 款教育費 5 項社会教育費、放課後子ども教室事業は、運動教室のインストラクターへの謝礼で、4 か所、12 か月分に係る経費でございます。財源は、全額、健やか子ども基金からの繰り入れでございます。6 項保健体育費、保健体育推進事業は、プロバスケットボールの田臥選手ら 4 名を招いてのスポーツイベントを開催する経費でございます。13 ページの方の備品購入費は、プロジェクターとスクリーンの購入費でございます。8 月 8 日（土）に開催する予定でございます。財源は、全額、健やか子ども基金からの繰り入れでございます。

以上が補正予算の概要でございまして、財源の不足分につきましては 26 年度の繰越金 1240 万 4 千円を充てております。1 ページに戻りまして、今回の補正額は、3386 万円の増額となりまして、補正前の予算額と合計しますと 80 億 7086 万円となります。

次に、議案書の 15 ページをお開きください。審議資料の方につきましては、こちらの方の 1 ページになります。議案第 2 号 土庄町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例の一部を改正しようとするもので、内容につきましては教育長が特別職となったため教育長の語句を削るものでございます。

次に、議案書 17 ページをお開きください。審議資料は 3 ページになります。議案第 3 号 土庄町長及び副町長の給与支給条例の一部を改正する条例でございます。先ほどの議案第 2 号と同様の理由でございます。教育長が特別職となったため、教育長の月額給与を加えるものがございます。

次に、議案書 19 ページをお開きください。審議資料は 5 ページになります。議案第 4 号 土庄町国民健康保険条例の一部を改正する条例でございます。国民健康保険法の一部改正に伴い本条例の一部を改正しようとするもので、内容は条ずれを改正するものがございます。

次に、議案書 21 ページをお開きください。審議資料は 7 ページになります。議案第 5 号 土庄町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例でございます。小児科医の不足による小児科の閉科に伴い本条例の一部を改正しようとするもので、内容につきましては診療科目から小児科を削るものがございます。

次に、議案書の 23 ページをお開きください。議案第 6 号 損害賠償の額の決定及び和解についてでございます。土庄町主催のイベントにおいて自転車事故が発生したため、当該事故に係る損害賠償の額を決定し、和解することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により、議会の議決を求めらるものがございます。

本件の当事者については、1 のとおり原告が甲及び乙の 2 名、被告が参加選手の丙と土庄町でございます。和解の要旨は、2 のとおり 4 点ございまして、1 点目が土庄町は本件の解決金として既払い額を除き 385 万円を原告の甲に、415 万円を原告の乙に支払う。2 点目が原告らは、その余の請求を放棄する。3 点目が原告ら及び被告らは相互の間には本件に関し本和解条項に定める他は何らの債権債務がないことを相互に確認する。4 点目が訴訟費用は各自の負担とするというものがございます。なお本件解決金につきましては、土庄町が加入している保険会社から直接原告の 2 名に支払われますので、今回の補正予算では計上しておりません。

本件の概要については、3 のとおり平成 10 年 9 月 13 日、土庄町が主催する

第12回小豆島オリーブトライアスロン国際大会において、参加選手であった被告丙の運転する競技用自転車が歩行中の被害者に接触し、被害者に頭蓋骨骨折、脳挫傷等の傷害を負わせたもので、原告らによる訴えの提起は、平成25年7月、被害者の相続人である原告らが被告らに対して本件事故に係る損害賠償を求め訴えを提起したものでございます。

次に、議案書の25ページをお開きください。審議資料は9ページになります。議案第7号 小豆地区広域行政事務組合規約の一部変更についてでございます。小豆地区ふるさと市町村圏基金の取り崩しに伴い、香川県から交付される市町広域連携事業支援補助金1億円でございますが、これを新たに小豆地区広域連携事業基金として設置し、これを活用した圏域事業を実施するため、本案を提出するものでございます。

次に、議案書の27ページをお開きください。審議資料は11ページから14ページでございます。議案第8号 香川縣市町総合事務組合規約の一部変更についてでございます。小豆医療組合が、平成27年4月1日から地方公営企業法の規定の全部を適用することにより、その名称が小豆島中央病院企業団となったこと及び当該企業団の退職手当に関する事務を当組合において共同処理するため、地方自治法第286条第1項の規定により、香川縣市町総合事務組合規約の変更に係る関係地方公共団体の協議が必要となったため、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案書の29ページをお開きください。議案第9号 香川縣市町総合事務組合規約の一部変更についてでございます。議案第8号と同様の内容でございまして、大鐔財産区管理者として提案するものでございます。

次に、議案書31ページをお開きください。審議資料が15ページ、16ページでございます。議案第10号 工事請負契約の締結についてでございます。瀧崎都市下水路事業大谷ポンプ場建設工事を、請負代金9720万円で富丘建設株式会社、代表取締役丹生俊哉と工事請負契約を締結しようとするものでございます。

次に議案書33ページをお開きください。審議資料は17ページから20ページになります。議案第11号 工事請負契約の締結についてでございます。平成27年度豊島小中学校建設工事を、請負代金9050万4千円で株式会社中村組、代表取締役中村友之と工事請負契約を締結しようとするものでございます。以上でございます。

○議長（濱中幸三君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

それでは、同意第 1 号 土庄町固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございますが、土庄町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任いたしたいので、地方税法第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。住所が、小豆郡土庄町伊喜末 2009 番地、氏名坂本正樹様、昭和 27 年 10 月 28 日生まれでございます。提案理由につきましては、現委員の堀川隆氏が平成 27 年 6 月 28 日をもって任期が満了するので、後任として坂本正樹氏を選任いたしたく、議会の同意を求めます。本人の略歴等につきましては、皆さんお手元の配布のとおりでございます。立命館大学を昭和 51 年 3 月にご卒業後、平成 25 年 3 月に土庄町を退職いたしております。

続きまして、同意第 2 号で土庄町大鐸財産区管理会財産区管理委員の選任についてでございます。土庄町大鐸財産区管理会財産区管理委員に次の者を選任いたしたいので、土庄町大鐸財産区管理会条例第 4 条の規定により、議会の同意を求めます。記載のとおり 7 名、石原力様は住所は肥土山でございます。佐伯正美様、佐伯一様、三木千恵造様の 4 名はすべて肥土山の方でございます。清水利隆様は黒岩です。佐竹久夫様は小馬越、藤原正暉様は笠滝ということで、7 名の方を選任いたしたいと思っております。提案理由につきましては、平成 27 年 8 月 9 日をもって、土庄町大鐸財産区管理会財産区管理委員の任期が満了いたしますので、後任を選任いたしたく議会の皆さんの同意を求めます。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（濱中幸三君）

これもちまして、提案理由の説明を終わります。

提案理由に対する質疑（議案第 1 号～同意第 2 号）

○議長（濱中幸三君）

ただいま説明のありました議案第 1 号 平成 27 年度土庄町一般会計補正予算（第 1 号）の件から同意第 2 号 土庄町大鐸財産区管理会財産区管理委員の選任についてまでの一括質疑を行います。

質疑のある方はご発言願います。

（発言者なし）

○議長（濱中幸三君）

ないようでございますので、議案第 1 号から同意第 2 号までについての質疑は、これをもって終了いたします。

討論、採決（議案第 1 号～同意第 2 号）

○議長（濱中幸三君）

日程第 4、議案第 1 号 平成 27 年度土庄町一般会計補正予算（第 1 号）について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱中幸三君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（濱中幸三君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 1 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中幸三君）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱中幸三君）

日程第 5、議案第 2 号 土庄町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱中幸三君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（濱中幸三君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 2 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中幸三君）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱中幸三君）

日程第 6、議案第 3 号 土庄町長及び副町長の給与支給条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱中幸三君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（濱中幸三君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 3 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中幸三君）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱中幸三君）

日程第 7、議案第 4 号 土庄町国民健康保険条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱中幸三君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（濱中幸三君）

これより採決いたします。

お諮りします。

議案第 4 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中幸三君）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱中幸三君）

日程第 8、議案第 5 号 土庄町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱中幸三君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（濱中幸三君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 5 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中幸三君）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱中幸三君）

日程第 9、議案第 6 号 損害賠償の額の決定及び和解については、討論を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中幸三君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 6 号についての討論は省略いたします。

○議長（濱中幸三君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 6 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中幸三君）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱中幸三君）

日程第 10、議案第 7 号 小豆地区広域行政事務組合規約の一部変更について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱中幸三君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（濱中幸三君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 7 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中幸三君）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱中幸三君）

日程第 11、議案第 8 号 香川県市町総合事務組合規約の一部変更について（土庄町）討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱中幸三君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（濱中幸三君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 8 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中幸三君）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱中幸三君）

日程第 12、議案第 9 号 香川縣市町総合事務組合理約の一部変更について（大鐸財産区）討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱中幸三君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（濱中幸三君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 9 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中幸三君）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱中幸三君）

日程第 13、議案第 10 号 工事請負契約の締結について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱中幸三君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（濱中幸三君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 10 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中幸三君）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱中幸三君）

日程第 14、議案第 11 号 工事請負契約の締結について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱中幸三君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（濱中幸三君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 11 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中幸三君）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱中幸三君）

日程第 15、同意第 1 号 土庄町固定資産評価審査委員会委員の選任については討論を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中幸三君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案に対する討論を省略いたします。

○議長（濱中幸三君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。同意第 1 号を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中幸三君）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり同意することに決しました。

○議長（濱中幸三君）

日程第 16、同意第 2 号 土庄町大鐸財産区管理会財産区管理委員の選任については討論を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中幸三君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案に対する討論を省略いたします。

○議長（濱中幸三君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。同意第 2 号を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中幸三君）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり同意することに決しました。

議案の上程、趣旨説明（発議第 1 号）

○議長（濱中幸三君）

日程第 17、発議第 1 号 手話言語法制定を求める意見書については議員提案であります。

提出者から趣旨説明を求めます。

○議長（濱中幸三君）

11 番 佐々木邦久君。

○11 番（佐々木邦久君）

発議第 1 号 手話言語法制定を求める意見書でございます。上記の意見書を別紙のとおり、土庄町議会会議規則第 13 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出いたします。

提出理由といたしましては、大多数の人は声を出し、それを耳で聞くこと、つまり音声言語を使ってコミュニケーションをとっていますが、手や指、体などの動きや顔の表情を使う視覚言語（手話）もあります。ろう者は昔から手話

を使ってきましたが、法的に手話は言語として認められてきませんでした。そのため、ろう学校では手話は禁止され、社会のいろいろな場面で不利益をこうむり、差別されてきました。

2011年に障害者基本法が改正され、言語に手話を含むことが明記されましたが、次の一步として必要なことは、手話は言語であり、実際の生活に活かされるようにするための具体的な法整備と施策です。手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に知らせ、聞こえない子供が手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、手話の普及、研究ができる環境整備に向けた法律を制定するよう意見書を提出するものです。なお、意見書については別紙をご覧ください。以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（濱中幸三君）

これをもちまして、趣旨説明を終わります。

趣旨説明に対する質疑（発議第1号）

○議長（濱中幸三君）

ただ今説明のありました発議第1号について質疑を行います。

質疑のある方はご発言願います。

（発言者なし）

○議長（濱中幸三君）

ないようでございますので、発議第1号の質疑は、これをもって終了いたします。

討論、採決（発議第1号）

○議長（濱中幸三君）

発議第1号 手話言語法制定を求める意見書について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱中幸三君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（濱中幸三君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

発議第 1 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（濱中幸三君）
ご異議なしと認めます。
よって本案は原案のとおり可決されました。

委員会付託（請願第 1 号）

- 議長（濱中幸三君）
日程第 18、請願第 1 号 日本を「海外で戦争する国」にする「戦争法案」に反対する意見書の提出を求める請願を議題といたします。
請願第 1 号は、お手元に配布しました請願文書表のとおりです。会議規則第 91 条により、総務建設常任委員会に付託いたします。

散会

- 議長（濱中幸三君）
以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。
本日はこれにて散会いたします。
この後、総務建設常任委員会を 11 時から開催しますので、委員会室へお集まりください。お疲れ様でした。

散 会 午前 10 時 50 分